

ご利用ください!!

証明書コンビニ交付サービス

市は、マイナンバーカードまたは、住基カード（住民基本台帳カード）を使った証明書のコンビニ交付サービスを行っています。マルチコピー機の指示に従い、タッチパネルを操作するだけで証明書が交付されます。お気軽にご利用ください。

- ▶利用時間／午前6時30分～午後11時 ※年末年始を除く
- ▶利用できるコンビニ／サークルKサンクス、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップのマルチコピー機を設置している店舗
- ▶発行できる証明書／【手数料：250円】住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍の附票の写し 【手数料：450円】戸籍証明書
- ▶問合せ／窓口サービス課（☎47-8764）へ



経営所得安定対策の交付申請を受付

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

販売を目的として、水田で作物を



作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けることができます。

平成30年産の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は、6月29日までに、農林課または上石津・墨俣の各地域事務所の産業建設課で申請してください。

申請方法など詳しくは、農林課（☎47-8628）へ。

夏休み留守家庭児童教室 臨時指導員を募集

市は、夏休み期間中に、各小学校の留守家庭児童教室で、小学1～4年生の生活指導を行っています。ただ今臨時指導員を募集します。

- ◆応募資格／①…教育職員免許または保育士資格を有する人 ②…①の資格はないが、児童保育の知識・経験を有する人
- ◆雇用期間／7月23日(月)～8月31日(金)
- ◆勤務時間／午前7時30分から午後7時までの間で4～8時間
- ◆募集人数／35人程度
- ◆選考方法／書類審査と面接
- ◆時給／①970円 ②850円
- ◆応募方法／履歴書（児童の育成指導経歴も記載）と資格証の写し（有資格者のみ）を社会教育スポーツ課（〒503-0888 丸の内2-55 北庁舎3階、☎47-8063）へ



市民委員と推進員の募集

明るい選挙推進協議会

大垣市明るい選挙推進協議会は、明るい選挙の推進啓発と投票率向上を図るため、同協議会の市民委員と推進員を募集します。

応募資格はいずれも、市内在住の18歳以上（平成30年6月1日現在）の人で、昼間の行事に参加できる人（学生も可）です。

詳しくは、市選挙管理委員会（☎47-8292）へ。

《市民委員》

- 任期／7月から2年間
- 募集人数／1人
- 活動内容／選挙啓発事業の審議と事業参加
- 応募方法／「投票率向上」をテーマにした論文（様式自由）に、住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・職業を明記して、6月20日（必着）までに直接または郵送・ファクス・Eメールで、市選挙管理委員会（〒503-8601 丸の内2-29、FAX81-4460、e-mail:senkyokanriinkai@city.ogaki.lg.jp）へ

《推進員》

- 活動内容／街頭での投票参加の呼びかけなど
- 応募方法／電話またはEメールで、同委員会へ



ご利用ください！ 育英資金制度（二次募集）

市は、経済的な理由で修学が困難な人を支援するため、「育英資金制度」を設けています。

- *対象／大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年）の学生
- *募集人数／10人
- *支給月額／2万5,000円（助成2,500円＋貸付2万2,500円）
- *申請方法／7月2日までに、社会福祉課などで配布の申請

書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添えて、同課（☎47-7256）へ

6月3日から9日は危険物安全週間

6月3日から9日までは、危険物安全週間です。今年度の推進標語は「この一球届け無事故へみんなの願い」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課（☎87-1512）へ。

6月 シートベルトチャイルドシート着用強調月間

6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

交通事故の被害防止や軽減を図るため、正しい着用方法を徹底しましょう。

詳しくは、生活安全課（☎47-7386）へ。

- 運転者は、同乗者全員のシートベルト着用を確認
- 同乗者は、後部座席でも必ずシートベルトを着用
- 6歳未満の子どもには必ずチャイルドシートを着用
- 家庭や学校、職場で、正しい着用方法を話し合う

人権について考える

インターネットと人権

パソコンやスマートフォンなどの情報機器の普及により、インターネットを利用したSNSなどのさまざまなサービスを受けられるようになりました。しかし、その使い方を誤ると、他人の名誉を傷つけてしまうなど、人権を侵害する恐れがあります。

インターネットでの人権侵害を防ぐためには、他人を誹謗中傷する内容や差別的な発言、

あいまいな情報、他人のプライバシーに関わる情報を書き込まないこと、書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があることを意識することが必要です。

インターネットを利用する時も、直接、人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。もし、人権侵害の被害を受けたときは、一人で悩まず、市役所や法務局などの関係機関にご相談ください。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。



人権施策推進指針を改定しました

市は、総合的かつ効果的に人権施策を推進するため、「大垣市人権施策推進指針」を改定しました。指針の内容は、市政情報コーナー（市役所本庁舎1階）、または市HPをご覧ください。

詳しくは、人権擁護推進室（☎47-8576）へ。